

名古屋港管理組合公報

平成30年 3月30日
(金曜日)
第 612 号

目次	
○給与条例の一部を改正する条例	1
○名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	14
規 則	
○失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則	15
○非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	18
告 示	
○平成28年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算の要領	21
○平成28年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算の要領	22
○平成30年度名古屋港管理組合予算の要領	23
○平成29年度名古屋港管理組合補正予算の要領	30
○平成15年名古屋港管理組合告示第20号の一部改正	32
○平成15年名古屋港管理組合告示第21号の一部改正	32
○港湾施設の変更	33
○港湾施設の使用再開	38
○港湾施設の廃止	38
○臨港緑地の変更	39
○利用料金の承認	40

条 例

給与条例の一部を改正する条例を公布する。
平成三十年三月三十日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合条例第一号

給与条例の一部を改正する条例

第一条 給与条例（昭和二十七年名古屋港管理組合条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の二第三項中「支給する時期ごとの割合は、百分の八十五（特定管理職員にあつては、百分の百五）」を「割合は、六月に支給する場合においては百分の八十五、十二月に支給する場合においては百分の九十五（特定管理職員にあつては、六月に支給する場合においては百分の百五、十二月に支給する場合においては百分の百十五）」に改め、同条第四項中「支給する時期ごとの割合は、百分の四十（特定管理職員にあつては、百分の五十）」を「割合は、六月に支給する場合においては百分の四十、十二月に支給する場合においては百分の四十五（特定管理職員にあつては、六月に支給する場合においては百分の五十、十二月に支給する場合においては百分の五十五）」に改める。

別表第一の二を次のように改める。

別表第1の2 (第5条関係)

技能労務職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	131,000	146,600	200,900	226,200
2	132,000	147,800	202,300	227,300
3	133,000	149,000	203,700	228,400
4	133,900	150,200	205,000	229,500
5	134,800	151,300	206,300	230,600
6	135,800	152,600	207,700	231,700
7	136,800	153,800	209,100	232,800
8	137,700	155,000	210,500	233,900
9	138,600	156,200	211,900	235,000
10	139,600	157,700	213,700	236,100
11	140,600	159,200	215,400	237,200
12	141,600	160,600	217,100	238,300
13	142,500	162,000	218,800	239,400
14	143,600	163,500	220,000	240,500
15	144,600	165,000	221,200	241,600
16	145,600	166,400	222,400	242,700
17	146,600	167,800	223,500	243,800
18	147,800	169,300	224,700	244,900
19	149,000	170,800	225,900	246,000
20	150,200	172,200	227,100	247,100
21	151,300	173,600	228,200	248,200
22	152,500	175,100	229,400	249,300
23	153,700	176,500	230,600	250,400
24	154,900	177,900	231,800	251,500
25	156,100	179,300	232,900	252,600
26	157,600	180,800	234,100	253,800
27	159,100	182,200	235,300	255,000
28	160,600	183,600	236,500	256,200
29	162,000	185,000	237,600	257,300
30	163,500	186,500	238,800	258,500
31	164,900	187,900	240,000	259,600
32	166,300	189,300	241,200	260,700
33	167,700	190,700	242,300	261,800
34	169,100	191,900	243,500	262,900
35	170,500	193,100	244,700	264,000
36	171,900	194,300	245,900	265,000
37	173,300	195,500	247,000	266,000
38	174,700	196,600	248,200	267,100
39	176,100	197,700	249,400	268,200
40	177,500	198,800	250,500	269,200
41	178,900	199,900	251,600	270,200
42	180,300	201,000	252,800	271,300
43	181,700	202,100	254,000	272,400
44	183,100	203,100	255,100	273,400
45	184,500	204,100	256,200	274,400
46	185,900	205,200	257,400	275,500

47	187,300	206,300	258,500	276,600
48	188,700	207,300	259,600	277,600
49	190,000	208,300	260,700	278,600
50	191,200	209,400	261,800	279,600
51	192,400	210,500	262,900	280,600
52	193,500	211,500	264,000	281,600
53	194,600	212,500	265,100	282,600
54	195,700	213,600	266,200	283,600
55	196,800	214,600	267,300	284,500
56	197,900	215,600	268,400	285,400
57	199,000	216,600	269,500	286,300
58	200,100	217,700	270,600	287,200
59	201,100	218,700	271,700	288,100
60	202,100	219,700	272,700	289,000
61	203,100	220,700	273,700	289,900
62	204,000	221,800	274,700	290,800
63	204,900	222,800	275,700	291,700
64	205,700	223,800	276,700	292,600
65	206,500	224,800	277,700	293,400
66	207,200	225,900	278,500	294,300
67	207,900	226,900	279,300	295,200
68	208,600	227,900	280,100	296,000
69	209,200	228,900	280,900	296,800
70	209,800	230,000	281,700	297,500
71	210,400	231,000	282,500	298,200
72	211,000	232,000	283,300	298,900
73	211,500	233,000	284,000	299,600
74	212,100	234,100	284,800	300,300
75	212,700	235,100	285,500	301,000
76	213,200	236,100	286,200	301,700
77	213,700	237,100	286,900	302,400
78	214,300	238,100	287,400	303,100
79	214,900	239,100	287,900	303,800
80	215,400	240,000	288,400	304,500
81	215,900	240,900	288,800	305,200
82	216,500	241,900	289,300	305,900
83	217,100	242,900	289,800	306,600
84	217,600	243,800	290,300	307,200
85	218,100	244,700	290,700	307,800
86	218,700	245,600	291,200	308,400
87	219,300	246,500	291,700	309,000
88	219,800	247,400	292,200	309,600
89	220,300	248,200	292,600	310,100
90	220,900	249,000	293,100	310,600
91	221,400	249,800	293,600	311,000
92	221,900	250,600	294,000	311,400
93	222,400	251,300	294,400	311,800
94	223,000	251,800	294,900	312,200
95	223,500	252,300	295,400	312,600
96	224,000	252,800	295,800	313,000
97	224,500	253,200	296,200	313,400

98	225,000	253,700	296,700	313,700
99	225,500	254,200	297,200	314,000
100	226,000	254,600	297,600	314,300
101	226,500	255,000	298,000	314,600
102	227,000	255,500	298,400	314,900
103	227,500	255,900	298,800	315,200
104	228,000	256,300	299,100	315,500
105	228,500	256,700	299,400	315,700
106	229,000	257,000	299,800	316,000
107	229,400	257,300	300,200	316,300
108	229,800	257,600	300,500	316,600
109	230,200	257,800	300,800	316,800
110	230,700	258,100	301,200	317,100
111	231,100	258,400	301,500	317,400
112	231,500	258,700	301,800	317,700
113	231,900	258,900	302,100	317,900
114	232,400	259,200	302,400	318,200
115	232,800	259,500	302,700	318,500
116	233,200	259,800	302,900	318,700
117	233,600	260,000	303,100	318,900
118	234,000	260,300	303,400	319,200
119	234,400	260,600	303,700	319,500
120	234,800	260,900	303,900	319,700
121	235,200	261,100	304,100	319,900
122		261,400	304,400	
123		261,700	304,700	
124		262,000	304,900	
125		262,200	305,100	
126		262,500	305,400	
127		262,800	305,700	
128		263,000	305,900	
129		263,200	306,100	
130		263,500	306,400	
131		263,800	306,700	
132		264,000	306,900	
133		264,200	307,100	
134		264,500		
135		264,800		
136		265,000		
137		265,200		
138		265,500		
139		265,800		
140		266,000		
141		266,200		
142		266,500		
143		266,800		
144		267,000		
145		267,200		
146		267,500		
147		267,800		
148		268,000		

149		268,200		
150		268,500		
151		268,800		
152		269,000		
153		269,200		
154		269,500		
155		269,800		
156		270,000		
157		270,200		
158		270,500		
159		270,800		
160		271,000		
161		271,200		

第二条 給与条例の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「四千四百円」を「六千二百円」に改め、ただし書を削る。

第二十一条の二第三項中「割合は、六月に支給する場合においては百分の八十五、十二月に支給する場合においては百分の九十五（特定管理職員にあつては、六月に支給する場合においては百分の百五、十二月に支給する場合においては百分の百十五）」を「支給する時期ごとの割合は、百分の九十（特定管理職員にあつては、百分の百十）」に改め、同条第四項中「割合は、六月に支給する場合においては百分の四十、十二月に支給する場合においては百分の四十五（特定管理職員にあつては、六月に支給する場合においては百分の五十、十二月に支給する場合においては百分の五十五）」を「支給する時期ごとの割合は、千分の四百二十五（特定管理職員にあつては、千分の五百二十五）」に改める。

第二十二条第二項中「八百九十円」を「九百二十円」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第十一項及び第十二項の規定は平成三十年三月三十一日から、第二条並びに附則第七項、第九項（勤務時間及び休暇に関する条例（昭和二十七年名古屋港管理組合条例第七号）第十四条の二の改正規定に限る。）及び第十項の規定は平成三十年四月一日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

2 附則第九項の規定による改正後の勤務時間及び休暇に関する条例（以下「改正後の勤務時間条例」という。）第十七条及び第十八条の規定は昭和二十七年七月一日から、第一条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の条例」という。）の規定並びに附則第六項の規定による改正後の特別職の職員の給与等に関する条例（昭和二十九年名古屋港管理組合条例第十号。以下「改正後の特別職条例」という。）の規定及び附則第八項の規定による改正後の給与条例の一部を改正する条例（平成二十八年名古屋港管理組合条例第一号。以下「改正後の平成二十八年改正条例」という。）の規定は平成二十九年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

3 適用日から平成三十年三月三十一日までの間における再任用職員（給与条例第二十一条第三項に規定する特定管理職員に限る。）に対する改正後の条例第二十一条の二第四項の規定の適用については、なお従前の例による。

（給与の内払）

4 第一条の規定による改正前の給与条例、附則第六項の規定による改正前の特別職の職員の給与等に関する条例又は附則第八項の規定による改正前の給与条例の一部を改正する条例の規定に基づいて適用日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例、改正後の特別職条例又は改正後の平成二十八年改正条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

5 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

（特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正）

6 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

7 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「百分の百五十五」を「千分の千五百七十五」に、「百分の百七十五」を「千分の千七百二十五」に改める。

（給与条例の一部を改正する条例の一部改正）

8 給与条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則別表を次のように改める。

附則別表

行政職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
号給	給料月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	130,900	157,300	214,600	229,100	243,900	271,100	323,300	394,700	414,000
2	131,900	158,500	216,200	230,600	246,000	273,200	326,100	397,900	417,600
3	132,900	159,700	217,800	232,100	248,000	275,300	328,900	401,100	421,100
4	133,800	160,900	219,400	233,500	250,000	277,300	331,700	404,200	424,600
5	134,700	162,000	220,900	234,900	252,000	279,300	334,400	407,300	428,100
6	135,700	163,700	222,500	236,900	254,000	281,500	337,100	410,500	431,800
7	136,700	165,300	224,100	238,900	256,000	283,700	339,800	413,600	435,500
8	137,600	166,900	225,700	240,900	258,000	285,800	342,500	416,700	439,100
9	138,500	168,500	227,300	242,800	260,000	287,900	345,100	419,800	442,700
10	139,500	170,200	229,300	244,800	262,100	290,200	347,500	423,000	446,300
11	140,500	171,900	231,300	246,800	264,200	292,400	349,900	426,100	449,800
12	141,500	173,600	233,200	248,800	266,200	294,600	352,300	429,200	453,300
13	142,400	175,300	235,100	250,700	268,200	296,800	354,600	432,300	456,800
14	143,500	177,000	237,100	252,800	270,300	299,100	356,900	435,300	460,400
15	144,600	178,700	239,000	254,900	272,400	301,400	359,200	438,300	463,900
16	145,600	180,400	240,900	256,900	274,500	303,600	361,500	441,300	467,400
17	146,600	182,100	242,800	258,900	276,500	305,800	363,800	444,200	470,900
18	147,700	183,800	244,700	261,000	278,600	308,200	366,000	447,000	474,400
19	148,800	185,500	246,600	263,100	280,700	310,600	368,200	449,800	477,900
20	149,900	187,200	248,500	265,200	282,800	312,900	370,400	452,600	481,300
21	150,900	188,900	250,400	267,300	284,900	315,200	372,500	455,300	484,700
22	152,100	190,600	252,300	269,500	287,100	317,600	374,700	457,900	488,000
23	153,200	192,300	254,200	271,600	289,200	320,000	376,800	460,500	491,200

24	154,300	194,000	256,100	273,700	291,300	322,400 (363,200)	378,900 (418,900)	463,100	494,400
25	155,400	195,700	257,900	275,800	293,400	324,700 (365,400)	381,000 (420,200)	465,600	497,600
26	156,900	197,400	259,800	278,000	295,600	326,700 (367,700)	383,100 (421,500)	467,700	500,800
27	158,400	199,100	261,700	280,100	297,700	328,700 (369,900)	385,100 (422,800)	469,800	503,900
28	159,900	200,800	263,600	282,200	299,800	330,700 (372,100)	387,100 (424,000)	471,900	507,000
29	161,300	202,500	265,500	284,300	301,900	332,600 (374,300)	389,100 (425,200)	474,000	510,100
30	163,100	204,200	267,400	286,500	304,100	334,600 (376,500)	390,800 (426,500)	476,000	513,300
31	164,900	205,900	269,300	288,600	306,200	336,600 (378,600)	392,400 (427,700)	478,000	516,400
32	166,700	207,600	271,200	290,700	308,300	338,600 (380,700)	394,000 (428,900)	479,900	519,500
33	168,500	209,300	273,100	292,800	310,400	340,500 (382,800)	395,600 (430,100)	481,800	522,600
34	170,200	211,000	275,000	295,000	312,700	342,600 (384,400)	397,000 (431,200)	483,400	525,700
35	171,900	212,700	276,900	297,200	315,000	344,700 (386,000)	398,400 (432,300)	485,000	528,800
36	173,600	214,400	278,800	299,400	317,200	346,700 (387,600)	399,800 (433,400)	486,600	531,800
37	175,300	216,100	280,700	301,500	319,400	348,700 (389,100)	401,100 (434,400)	488,100	534,800
38	176,900	217,800	282,600	303,600	321,600	350,800 (390,100)	402,300 (435,200)	489,500	537,700
39	178,400	219,500	284,500	305,700	323,800	352,800 (391,100)	403,500 (436,000)	490,900	540,500
40	179,900	221,200	286,400	307,700	325,900	354,800 (392,000)	404,700 (436,700)	492,300	543,300
41	181,400	222,900	288,200	309,700	328,000	356,800 (392,900)	405,900 (437,400)	493,700	546,100
42	182,600	224,600	290,100	311,600	330,100	358,600 (394,300)	406,900 (438,200)	495,100	548,900
43	183,800	226,300	292,000	313,500	332,100	360,300 (395,600)	407,900 (439,000)	496,500	551,700
44	185,000	228,000	293,900	315,300	334,100	362,000 (396,900)	408,800 (439,700)	497,900	554,500
45	186,200	229,700	295,700	317,100	336,100	363,700 (398,200)	409,700 (440,400)	499,300	557,200
46	187,400	231,400	297,600	319,000	338,000	365,500 (399,200)	410,600 (441,200)	500,500	560,100
47	188,600	233,100	299,500	320,800	339,800	367,300 (400,200)	411,500 (441,900)	501,700	562,900
48	189,800	234,800	301,300	322,600	341,600	369,000 (401,200)	412,400 (442,600)	502,900	565,700

49	191,000	236,500	303,100	324,400	343,400	370,700 (402,200)	413,300 (443,300)	504,000	568,500
50	192,200	238,200	304,900	326,300	345,200	372,000 (402,900)	414,100 (444,100)	505,200	571,400
51	193,400	239,900	306,700	328,100	347,000	373,300 (403,600)	414,900 (444,900)	506,400	574,200
52	194,600	241,600	308,500	329,900	348,800	374,500 (404,300)	415,600 (445,600)	507,600	577,000
53	195,800	243,300	310,300	331,700	350,500	375,700 (405,000)	416,300 (446,300)	508,700	579,800
54	197,000	245,100	312,000	333,200	351,700	376,900 (405,700)	417,100 (447,100)	509,900	582,600
55	198,200	246,800	313,700	334,600	352,900	378,100 (406,400)	417,900 (447,800)	511,100	585,400
56	199,400	248,500	315,400	336,000	354,000	379,200 (407,100)	418,600 (448,500)	512,300	588,200
57	200,500	250,200	317,000	337,400	355,100	380,300 (407,800)	419,300 (449,200)	513,500	591,000
58	201,700	251,900	318,500	338,500	356,600	381,200 (408,500)	420,100 (450,000)	514,700	593,900
59	202,900	253,600	320,000	339,600	358,100	382,100 (409,200)	420,800 (450,800)	515,900	596,700
60	204,000	255,300	321,500	340,600	359,600	383,000 (409,900)	421,500 (451,500)	517,100	599,500
61	205,100	257,000	322,900	341,600	361,000	383,800 (410,500)	422,200 (452,200)	518,300	602,300
62	206,200	258,700	324,300	342,600	362,000	384,500 (411,200)	423,000 (453,000)		
63	207,300	260,300	325,700	343,600	363,000	385,200 (411,900)	423,800 (453,700)		
64	208,300	261,900	327,100	344,600	364,000	385,900 (412,600)	424,500 (454,400)		
65	209,300	263,500	328,500	345,600	364,900	386,600 (413,300)	425,200 (455,100)		
66	210,400	264,500	329,800	346,300	365,800	387,300 (414,000)	426,000 (455,900)		
67	211,400	265,500	331,100	346,900	366,600	388,000 (414,700)	426,700 (456,600)		
68	212,400	266,500	332,400	347,500	367,400	388,700 (415,400)	427,400 (457,300)		
69	213,400	267,400	333,600	348,100	368,200	389,300 (416,100)	428,100 (458,000)		
70	214,400	268,400	334,700	348,800	368,900	390,000 (416,800)	428,900 (458,800)		
71	215,400	269,400	335,800	349,500	369,600	390,700 (417,500)	429,600 (459,600)		
72	216,400	270,400	336,900	350,200	370,300	391,400 (418,200)	430,300 (460,300)		
73	217,400	271,300	337,900	350,900	371,000	392,100 (418,900)	431,000 (461,000)		

74	218,300	272,200	338,600	351,600	371,700	392,800 (419,600)	431,800 (461,800)
75	219,100	273,100	339,300	352,300	372,400	393,500 (420,300)	432,500 (462,500)
76	219,900	274,000	340,000	352,900	373,100	394,200 (421,000)	433,200 (463,200)
77	220,700	274,900	340,600	353,500	373,800	394,900 (421,600)	433,900 (463,900)
78	221,500	275,800	341,400	354,200	374,500	395,600 (422,300)	434,600 (464,700)
79	222,300	276,700	342,200	354,900	375,200	396,300 (423,000)	435,300 (465,500)
80	223,100	277,500	343,000	355,500	375,900	397,000 (423,700)	436,000 (466,200)
81	223,900	278,300	343,700	356,100	376,500	397,700 (424,400)	436,700 (466,900)
82	224,700	279,200	344,400	356,800	377,200	398,400 (425,100)	437,500
83	225,500	280,100	345,000	357,500	377,900	399,100 (425,800)	438,200
84	226,300	280,900	345,600	358,100	378,600	399,800 (426,500)	438,900
85	227,100	281,700	346,200	358,700	379,300	400,400 (427,100)	439,600
86	227,900	282,500	346,800	359,400	380,000	401,100 (427,800)	440,400
87	228,700	283,300	347,400	360,100	380,700	401,800 (428,500)	441,100
88	229,500	284,100	348,000	360,700	381,400	402,500 (429,100)	441,800
89	230,200	284,800	348,500	361,300	382,100	403,200 (429,700)	442,500
90	231,000	285,500	349,100	362,000	382,800	403,900	443,200
91	231,800	286,200	349,700	362,600	383,500	404,600	443,900
92	232,600	286,900	350,300	363,200	384,200	405,300	444,600
93	233,300	287,500	350,900	363,800	384,900	406,000	445,300
94	233,900	288,200	351,500	364,500	385,600	406,700	446,100
95	234,500	288,900	352,000	365,200	386,300	407,400	446,800
96	235,000	289,600	352,500	365,800	387,000	408,100	447,500
97	235,500	290,200	353,000	366,400	387,600	408,700	448,200
98	236,000	290,900	353,600	367,100	388,300	409,400	
99	236,500	291,600	354,100	367,800	389,000	410,100	

100	236,900	292,200	354,600	368,400	389,700	410,800			
101	237,300	292,800	355,100	369,000	390,400	411,400			
102	237,800	293,300	355,700	369,700	391,100	412,100			
103	238,200	293,800	356,200	370,400	391,800	412,800			
104	238,600	294,300	356,700	371,000	392,500	413,500			
105	239,000	294,700	357,200	371,600	393,200	414,100			
106	239,500	295,100	357,800	372,300	393,900	414,800			
107	239,900	295,500	358,300	373,000	394,600	415,500			
108	240,300	295,900	358,800	373,600	395,300	416,100			
109	240,700	296,300	359,300	374,200	395,900	416,700			
110		296,700	359,900	374,900	396,600	417,400			
111		297,100	360,400	375,500	397,300	418,000			
112		297,500	360,900	376,100	398,000	418,600			
113		297,900	361,400	376,700	398,700	419,200			
114		298,300	362,000	377,400	399,400				
115		298,700	362,500	378,100	400,100				
116		299,100	363,000	378,700	400,800				
117		299,500	363,500	379,300	401,500				
118		299,900	364,100	380,000	402,200				
119		300,300	364,600	380,700	402,900				
120		300,700	365,100	381,300	403,500				
121		301,100	365,600	381,900	404,100				
122		301,500		382,600	404,800				
123		301,900		383,300	405,500				
124		302,300		383,900	406,100				

125	302,600	384,500	406,700		
126	303,000	385,200	407,400		
127	303,400	385,900	408,100		
128	303,700	386,500	408,700		
129	304,000	387,100	409,300		
130	304,400	387,800	410,000		
131	304,800	388,400	410,700		
132	305,200	389,000	411,300		
133	305,500	389,600	411,900		
134	305,900	390,300			
135	306,300	390,900			
136	306,600	391,500			
137	306,900	392,100			
138	307,300	392,800			
139	307,600	393,400			
140	307,900	394,000			
141	308,200	394,600			
142	308,600	395,300			
143	308,900	395,900			
144	309,200	396,500			
145	309,500	397,100			
146		397,800			
147		398,400			
148		399,000			
149		399,600			
150		400,300			

151				400,900					
152				401,500					
153				402,100					
154				402,700					
155				403,300					
156				403,900					
157				404,400					

備考

- 1 この表の6級の1号給から89号給までの括弧内の金額は、6級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。
- 2 この表の7級の1号給から81号給までの括弧内の金額は、7級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。

(勤務時間及び休暇に関する条例の一部改正)

- 9 勤務時間及び休暇に関する条例の一部を次のように改正する。

第一条の員出しを「(目的)」に改め、同条中「(一般職に属する職員(を削り、「第五十七条に規定する単純な労務に従事する職員であつて期間を限つて雇用されるものを除く。))」を「第二十四条第五項の規定に基づき、職員」に、「ものとする」を「ことを目的とする」に改める。

第十四条の二第一項中「職員が」の下に「要介護者(を、」もの」の下に「をいう。以下同じ。))」を、「ため、」の下に「任命権者が、管理者の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態(ことに、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において)を加え、同条第二項中「管理者の定めるところにより、六月以内」を「指定期間内」に改める。

第十七条中「事項」の下に「(前条に規定する事項を除く。))」を加え、同条を第十八条とし、第十六条の次に次の一条を加える。

(臨時的任用職員の勤務時間及び休暇)

第十七条 臨時的に任用される職員の勤務時間及び休暇に関する事項については、第二条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、管理者が定める。

(勤務時間及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 10 改正後の勤務時間条例第十四条の二の規定は、一部施行日以後に新たに指定する期間に係る介護休暇について適用する。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

- 11 職員の退職手当に関する条例(昭和三十年名古屋港管理組合条例第二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 12 前項の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例附則第二項の規定の適用については、同項中「百分の八十三・七」とあるのは、平成三十年三月三十一日においては、「百分の八十五・三五」とする。

名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十年三月二十日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合条例第二号

名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例(昭和三十九年名古屋港管理組合条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「平成三十三年度」を「平成三十四年度」に、「約二五六万平方メートル」を「約二六三万平方メートル」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

規 則

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。
平成三十年三月二十日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合規則第一号

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則

失業者の退職手当支給規則（昭和五十三年名古屋港管理組合規則第八号）の一部を次のように改正する。
第二条第五項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 その者が次のいずれかに該当する場合

- イ 特定退職者であつて、雇用保険法第二十四条の二第一項各号に掲げる者に相当する者として管理者が定める者のいずれかに該当し、かつ、管理者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの
- ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として管理者が定める者に該当し、かつ、管理者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第二条第六項第五号中「公共職業安定所の」を「公共職業安定所、職業安定法第四条第八項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日等）」を付し、附則に次の一項を加える。

（経過措置）

- 2 平成三十四年三月三十一日以前に退職した職員に対する第二条第五項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中「ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として管理者が定める者に該当し、かつ、管理者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として管理者が定める者に該当し、かつ、管理者が同法第二十四条の二第一項に規定する指導基準に照らし、かつ、管理者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行なうことが適当であると認めたもの（イ 必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたものに掲げる者を除く。）とする。」とする。

様式第八号中

特定職種必講日数	寄宿日数	
----------	------	--

を

寄宿日数	
------	--

に改める。

様式第十号中「管轄安定所への」を「安定所への」と、「に、管轄安定所」を「に、安定所、地方公共団体」に改める。

様式第十一号中

必講する公共職業訓練等の施設	所在地	
	名称	

	受講する公共職業訓練等の施設	所在地 名 称	
	特定地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介による就職の場合、その所在地及び名称	所在地 名 称	

	乗船(船)

	※ 距 キ				
の場所	乗車(船)の場所(出発空港)	下車(船)場所	下車(船)の場所(到着空港)		

船 賃		※ 車 賃		※ 移 転 料	
離	運 賃	距 離	支 給 額	距 離	支 給 額
メートル	円	キロメートル	円		
		キロメートル	円		

※ 船 賃		※ 航 空 賃		※
距 離	運 賃	距 離	運 賃	距
キロメートル	円	キロメートル	円	キ
		キロメートル	円	

車 賃		※移転料	
離	支給額	距離	支給額
ロメートル		円	
		キロメートル	円

に改める。

様式第十二号中

船 賃		車 賃		宿 泊 料 (円)
距離 (キロメートル)	運 賃 (円)	距離 (キロメートル)	運 賃 (円)	

に

船 賃	
距離 (キロメートル)	運 賃 (円)

航 空 賃		車 賃		宿 泊 料 (円)
距離 (キロメートル)	運 賃 (円)	距離 (キロメートル)	運 賃 (円)	

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の失業者の退職手当支給規則(以下「改正後の規則」という。)第二条第五項(第二号に係る部分に限り、改正後の規則附則第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、退職した職員であつて失業者の退職手当支給規則第二条第一項第二号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第二項の退職手当の支給を受け終わった日が施行日以後であるものについて適用する。

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成三十年三月三十日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合規則第二号

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十二年名古屋港管理組合規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二第二項中「別表第三の上欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる金額」を「法第三十条の二第一項の規定により総務大臣が定める金額と同額」に改める。

附則第十六項の表を次のように改める。

傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和二十四年法律第百四十一号）による障害基礎年金（同法第三十条の四の規定による障害基礎年金を除く。以下「障害基礎年金」という。）	〇・七三
	障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	〇・八六
	障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成二十四年一元化法改正前の国共済法による障害共済年金」という。若しくは平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成二十四年一元化法改正前の地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	〇・八八
	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）	〇・七五
	国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	〇・七五
	国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）	〇・八九
	障害厚生年金等及び障害基礎年金	〇・七三
障害補償年金	障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	〇・八三
	障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前の国共済法による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前の地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	〇・八八
	旧船員保険法による障害年金	〇・七四
	旧厚生年金保険法による障害年金	〇・七四
	旧国民年金法による障害年金	〇・八九
	遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金（以下「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第二十八条第一項の規定による遺族基礎年金を除く。以下「遺族基礎年金」という。）

遺族厚生年金等(当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。)	〇・八四
遺族基礎年金(当該補償の事由となつた死亡について遺族厚生年金等又は平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。又は国民年金法による寡婦年金)	〇・八八
国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	〇・八〇
国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	〇・八〇
国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	〇・九〇

附則第十七項中「障害厚生年金」を「障害厚生年金等」に、「遺族厚生年金」を「遺族厚生年金等」に改める。
 附則第十八項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	〇・七三
障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	〇・八六
障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前の国共済法による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前の地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	〇・八八
旧船員保険法による障害年金	〇・七五
旧厚生年金保険法による障害年金	〇・七五
旧国民年金法による障害年金	〇・八九

附則第十九項中「障害厚生年金」を「障害厚生年金等」に改める。
 別表第三を削る。

第二条 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

附則第十六項の表及び附則第十八項の表中「〇・八六」を「〇・八八」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。
- 第一条の規定(第十一条の二の改正規定及び別表第三を削る改正規定に限る。)による改正後の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定は平成二十七年四月一日から、第一条の規定(第十一条の二の改正規定及び別表第三を削る改正規定を除く。)による改正後の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(以下「平成二十七年改正後の規則」という。)の規定は同年十月一日(以下「適用日」という。)から、第二条の規定による改正後の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(以下「平成二十八年改正後の規則」という。)の規定は平成二十八年四月一日から適用する。

(経過措置)

- 第一条の規定による改正後の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第十一条の二の規定は、平成二十七年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。
- 平成二十七年改正後の規則附則第十六項及び第十八項の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十三年名古屋港管理組合条例第四号)第五条の二第一項に規定する年金たる補償(以下「年金たる補償」という。)及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(昭和三十二年法律第百二十八号。以下「改正前の国共済法」という。)による職域加算額(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十五号)第八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の国共済法第八十二条第二項に規定する公務等による旧職域加算障害給付又

は平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の国共済法第八十九条第三項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付に係るものに限る。又は平成二十四年一元化法第三十条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下「改正前の地共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第百四十七号。以下「平成二十七年地共済経過措置政令」という。）第七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の地共済法第八十七条第二項に規定する公務等による旧職域加算障害給付又は平成二十七年地共済経過措置政令第七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の地共済法第九十九条の二第三項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付に係るものに限る。）の支給権者が同一の支給事由により平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和三十九年法律第百十五号）による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定により国家公務員共済組合連合会（国家公務員共済組合法第二十一条第一項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定により地方公務員共済組合（平成二十四年一元化法附則第五十六条第二項に規定する地方公務員共済組合をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第八条第一項の規定は、適用しない。

- 6 平成二十八年改正後の規則附則第十六項及び第十八項の規定は、平成二十八年四月一日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

告 示

名古屋港管理組合告示第7号

平成30年3月定例名古屋港管理組合議会で認定された平成28年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算の要領は、次のとおりである。

平成30年3月30日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

平成28年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算

歳 入		
第1款	分担金及び負担金	9,143,824,195円
第1項	負担金	9,143,824,195円
第2款	使用料及び手数料	5,714,866,044円
第1項	使用料	5,714,833,344円
第2項	手数料	32,700円
第3款	国庫支出金	898,611,208円
第1項	国庫負担金	898,611,208円
第4款	財産収入	6,598,311,608円
第1項	財産運用収入	6,308,303,364円
第2項	財産売払収入	290,008,244円
第5款	寄附金	0円
第1項	寄附金	0円
第6款	繰入金	171,949,936円
第1項	他会計繰入金	171,949,936円
第7款	繰越金	1,322,884,047円
第1項	繰越金	1,322,884,047円
第8款	諸収入	2,505,361,488円
第1項	延滞金、加算金及び過料	248,173円
第2項	預金利子	753,484円
第3項	受託事業収入	459,386,849円
第4項	貸付金元利収入	1,637,907,145円
第5項	特定施設整備収入	16,924,000円
第6項	雑入	390,141,837円
第9款	組合債	3,323,500,000円
第1項	組合債	3,323,500,000円
歳 入 合 計		29,679,308,526円
歳 出		
第1款	議会費	141,012,426円
第1項	議会費	141,012,426円
第2款	総務費	2,281,116,156円
第1項	総務管理費	2,217,181,404円
第2項	監査委員費	63,934,752円
第3款	企画調整費	807,629,453円
第1項	企画調整管理費	772,029,228円
第2項	調査費	35,600,225円
第4款	港営費	2,537,821,801円
第1項	港営管理費	1,397,438,862円
第2項	運営費	1,140,382,939円
第5款	建設費	10,979,928,108円
第1項	建設管理費	1,566,090,475円
第2項	整備費	9,413,837,633円
第6款	公債費	11,766,825,613円
第1項	公債費	11,766,825,613円
第7款	予備費	0円
第1項	予備費	0円
歳 出 合 計		28,514,333,557円

名古屋港管理組合告示第 8 号

平成30年 3月定例名古屋港管理組合議会で認定された平成28年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算の要領は、次のとおりである。

平成30年 3月30日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

平成28年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算

		歳	入		
第1款	水族館振興基金収入		226,165,389円		
第1項	財産収入		125,218円		
第2項	寄附金		74,670円		
第3項	繰越金		0円		
第4項	積戻金		70,292,759円		
第5項	繰入金		155,672,742円		
第2款	海事文化振興基金収入		144,534,052円		
第1項	財産収入		41,935円		
第2項	寄附金		0円		
第3項	繰越金		0円		
第4項	積戻金		96,094,139円		
第5項	繰入金		48,397,978円		
第3款	環境振興基金収入		9,012,552円		
第1項	財産収入		21,784円		
第2項	寄附金		681,854円		
第3項	繰越金		0円		
第4項	積戻金		5,563,038円		
第5項	繰入金		2,745,876円		
	歳 入	合	計		379,711,993円
		歳	出		
第1款	水族館振興基金		226,160,389円		
第1項	積立金		155,867,630円		
第2項	繰出金		70,292,759円		
第2款	海事文化振興基金		144,534,052円		
第1項	積立金		48,439,913円		
第2項	繰出金		96,094,139円		
第3款	環境振興基金		8,830,698円		
第1項	積立金		3,267,660円		
第2項	繰出金		5,563,038円		
	歳 出	合	計		379,525,139円

名古屋港管理組合告示第9号

平成30年3月定例名古屋港管理組合議会の議決を経た平成30年度名古屋港管理組合予算の要領は、次のとおりである。
平成30年3月30日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

平成30年度名古屋港管理組合一般会計予算

平成30年度名古屋港管理組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27,060,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(組合債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる組合債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 組合債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		8,446,640 ^{千円}
	1 負 担 金	8,446,640
2 使 用 料 及 び 手 数 料		4,502,311
	1 使 用 料	4,502,301
	2 手 数 料	10
3 国 庫 支 出 金		929,800
	1 国 庫 負 担 金	929,800
4 財 産 収 入		5,287,362
	1 財 産 運 用 収 入	4,841,792
	2 財 産 売 払 収 入	445,570
5 寄 附 金		10
	1 寄 附 金	10
6 繰 入 金		222,084
	1 他 会 計 繰 入 金	222,084
7 繰 越 金		300,000
	1 繰 越 金	300,000
8 諸 収 入		2,780,293
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	210
	2 預 金 利 子	584
	3 受 託 事 業 収 入	878,000
	4 貸 付 金 元 利 収 入	1,351,157
	5 特 定 施 設 整 備 収 入	226,760
	6 雑 入	323,582
9 組 合 債		4,591,500
	1 組 合 債	4,591,500
歳 入 合 計		27,060,000

歳 出		金 額
款	項	
1 議 会 費		167,839 ^{千円}
	1 議 会 費	167,839
2 総 務 費		2,901,897
	1 総 務 管 理 費	2,832,165
	2 監 査 委 員 費	69,732
3 企 画 調 整 費		940,159
	1 企 画 調 整 管 理 費	823,519
	2 調 査 費	116,640
4 港 営 費		2,419,175
	1 港 営 管 理 費	1,422,959
	2 運 営 費	996,216
5 建 設 費		12,399,930
	1 建 設 管 理 費	1,765,769
	2 整 備 費	10,634,161
6 公 債 費		8,201,000
	1 公 債 費	8,201,000
7 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出 合 計		27,060,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
大江ふ頭岸壁整備費	平成31年度	1,050,000 ^{千円}
潮風ふ頭護岸補修費	平成31年度	152,000
伊勢湾岸自動車道名港潮見インターチェンジ補修費	平成31年度	155,000
中川口通船門補修費	平成31年度	31,000
高潮対策交付金事業費	平成31年度	116,000
堀川口防潮水門整備費	平成31年度	158,000
名古屋四日市国際港湾株式会社の事業資金借入金に対する損失補償	平成30年度～平成51年度	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、94,500千円及び利息相当額を限度として補償する。

第3表 組合債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共事業	4,119,000 ^{千円}	普通貸借 又は 債券発行	8.5%以内	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借り換えることができる。
コンテナ埠頭整備事業	472,500			
計	4,591,500			

平成30年度名古屋港管理組合基金特別会計予算

平成30年度名古屋港管理組合基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ403,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 水族館振興基金収入		136,200 ^{千円}
	1 財産収入	95
	2 寄附金	10
	3 繰越金	10
	4 積戻金	67,085
	5 繰入金	69,000
2 海事文化振興基金収入		67,500
	1 財産収入	104
	2 寄附金	10
	3 繰越金	10
	4 積戻金	5,476
	5 繰入金	61,900
3 環境振興基金収入		199,600
	1 財産収入	37
	2 寄附金	20
	3 繰越金	20
	4 積戻金	149,523
	5 繰入金	50,000
歳 入	合 計	403,300

歳 出		金 額
款	項	
1 水族館振興基金		136,200 ^{千円}
	1 積立金	69,115
	2 繰出金	67,085
2 海事文化振興基金		67,500
	1 積立金	62,024
	2 繰出金	5,476
3 環境振興基金		199,600
	1 積立金	50,077
	2 繰出金	149,523
歳出合計		403,300

平成30年度名古屋港管理組合施設運営事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度名古屋港管理組合施設運営事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区 分	施設及び用地	事 項	備 考
事 業 量	上 屋 38棟	一般使用許可面積	平方メートル 86,111
		専用使用許可面積	平方メートル 37,994
	貯 木 場 8か所	一般使用許可面積	平方メートル 183,300
		専用使用許可面積	平方メートル 995,430
	荷役機械 8基	貸 付 数	基 8
	埠頭用地		平方メートル 2,401,897
	施設の維持補修及び 施設の増補・改良工事	施設維持補修工事及び 上屋等整備工事	千円 956,487

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款	施設運営事業収益	4,217,000千円
第1項	営業収益	4,081,149千円
第2項	営業外収益	133,707千円
第3項	特別利益	2,144千円
	支 出	
第1款	施設運営事業費用	3,329,000千円
第1項	営業費用	2,822,048千円
第2項	営業外費用	219,196千円
第3項	特別損失	277,756千円
第4項	予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,304,970千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額20,000千円及び過年度分損益勘定留保資金1,279,970千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款	資 本 的 収 入	2,435,030千円
第1項	企 業 債	2,435,000千円
第2項	固 定 資 産 売 却 代 金	10千円
第3項	寄 附 金	10千円
第4項	そ の 他 資 本 的 収 入	10千円
支 出		
第1款	資 本 的 支 出	3,740,000千円
第1項	建 設 改 良 費	557,587千円
第2項	固 定 資 産 購 入 費	2,390,090千円
第3項	企 業 債 償 還 金	792,323千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
維 持 補 修 費	平成31年度	81,000千円
上 屋 整 備 費	平成31年度	124,000千円
埠 頭 用 地 整 備 費	平成31年度	116,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	埠頭用地整備事業
限 度 額	2,435,000千円
起債の方法	普通貸借又は債券発行
利 率	8.5%以内
償還の方法	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて40年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。 ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費	522,848千円
-------	-----------

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産	種 類	名 称	数 量
	土 地	飛島ふ頭内	56,887平方メートル

平成30年度名古屋港管理組合理立事業会計予算

(総 則)

第1条 平成30年度名古屋港管理組合理立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

護岸整備	地盤改良	14,160平方メートル
------	------	--------------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	埋 立 事 業 収 益	386,000千円
第1項	営 業 外 収 益	385,970千円
第2項	特 別 利 益	30千円
支 出		
第1款	埋 立 事 業 費 用	472,000千円
第1項	営 業 費 用	427,504千円
第2項	営 業 外 費 用	34,466千円
第3項	特 別 損 失	30千円
第4項	予 備 費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,725,000千円は、繰越工事資金で補てんするものとする。）。

		収 入		
第1款	資 本 的 収 入			613,000千円
第1項	雑 収 入			542,385千円
第2項	貸 付 金 返 還 金 出			70,615千円
		支 出		
第1款	資 本 的 支 出			3,338,000千円
第1項	西 部 地 区 埋 立 事 業 費			3,020,400千円
第2項	南 5 区 埋 立 事 業 費			47,800千円
第3項	総 係 費			209,590千円
第4項	雑 支 出			60,210千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
西部地区埋立整備費	平成31年度	2,698,000千円

（一時借入金）

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、手当及び法定福利費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費	393,818千円
-------	-----------

名古屋港管理組合告示第10号

平成30年 3月定例名古屋港管理組合議会の議決を経た平成29年度名古屋港管理組合補正予算の要領は、次のとおりである。
平成30年 3月30日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

平成29年度名古屋港管理組合一般会計補正予算

平成29年度名古屋港管理組合一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ241,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,082,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（組合債の補正）

第3条 組合債の補正は、「第3表 組合債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（△印は、減額を示す。）

歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		8,880,847 ^{千円}	△ 175,274 ^{千円}	8,705,573 ^{千円}
	1 負 担 金	8,880,847	△ 175,274	8,705,573
2 使用料及び手数料		4,561,608	9,974	4,571,582
	1 使 用 料	4,561,598	9,974	4,571,572
3 国庫支出金		926,000	△ 66,700	859,300
	1 国 庫 負 担 金	926,000	△ 66,700	859,300

9 組 合 債		3,653,000	△ 9,000	3,644,000
	1 組 合 債	3,653,000	△ 9,000	3,644,000
歳 入	合 計	27,323,000	△ 241,000	27,082,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 建 設 費		11,294,891 ^{千円}	△ 141,560 ^{千円}	11,153,331 ^{千円}
	1 建 設 管 理 費	1,684,715	0	1,684,715
	2 整 備 費	9,610,176	△ 141,560	9,468,616
6 公 債 費		8,758,922	△ 99,440	8,659,482
	1 公 債 費	8,758,922	△ 99,440	8,659,482
歳 出	合 計	27,323,000	△ 241,000	27,082,000

第2表 繰越明許費補正

款	項	事 業 名	補正前の額	補正後の額
5 建 設 費	2 整 備 費	大 江 ふ 頭 岸 壁 整 備 費	— ^{千円}	69,000 ^{千円}
		特 定 外 来 生 物 定 着 防 止 対 策 費	—	10,000
		緑 地 等 施 設 整 備 交 付 金 事 業 費	—	9,000
		海 域 環 境 創 造 ・ 自 然 再 生 等 交 付 金 事 業 費	19,000	33,000
		高 潮 対 策 交 付 金 事 業 費	—	31,900
		津 波 ・ 高 潮 危 機 管 理 対 策 交 付 金 事 業 費	—	8,300
		国 直 轄 事 業 港 湾 管 理 者 負 担 金	—	432,750

第3表 組合債補正

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
	補正前の額	補 正 額	計			
公 共 事 業	3,107,000 ^{千円}	△ 9,000 ^{千円}	3,098,000 ^{千円}	普通貸借 又 は 債券発行	8.5%以内	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借り換えることができる。
計	3,653,000	△ 9,000	3,644,000			

平成29年度名古屋港管理組合埋立事業会計補正予算

(総 則)

第1条 平成29年度名古屋港管理組合埋立事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成29年度名古屋港管理組合埋立事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額) 支	(補正予定額) 出	(計)
第1款 埋立事業費用	545,000千円	3,000千円	548,000千円
第2項 営業外費用	35,493千円	3,000千円	38,493千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書を削り、資本的収入の第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同項の前に第1項 埋立事業収入を加え、予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額) 収	(補正予定額) 入	(計)
第1款 資本的収入	519,000千円	936,652千円	1,455,652千円
第1項 埋立事業収入	— 千円	936,652千円	936,652千円

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量	処分の態様
処分する資産	土 地 西部地区内	19,600平方メートル	譲 渡

名古屋港管理組合告示第11号

平成15年名古屋港管理組合告示第20号（指定金融機関、収納代理金融機関）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月30日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

表中「 | 指定金融機関 | 株式会社 三菱東京UFJ銀行 | 」を「 | 指定金融機関 | 株式会社 三菱UFJ銀行 | 」に改める。

名古屋港管理組合告示第12号

平成15年名古屋港管理組合告示第21号（出納取扱金融機関、収納取扱金融機関）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月30日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

表中「 | 出納取扱金融機関 | 株式会社 三菱東京UFJ銀行 | 」を「 | 出納取扱金融機関 | 株式会社 三菱UFJ銀行 | 」に改める。

名古屋港管理組合告示第13号

次の港湾施設は、平成30年 3月1日から次のとおり変更した。

平成30年 3月30日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

施設の種類 荷さばき地

変更前

区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積	区 画
金城ふ頭東部A荷さばき地 (金城東A)	1 ^級	52号岸壁隣接	平方メートル 13,310	図による

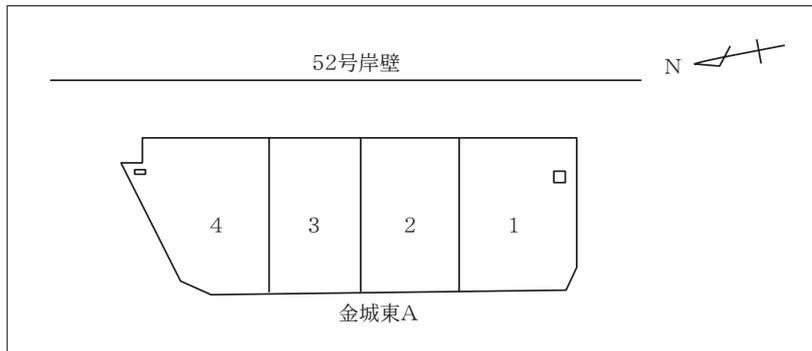
(図は省略)

変更後

区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積	区 画
金城ふ頭東部A荷さばき地 (金城東A)	1 ^級	52号岸壁隣接	平方メートル 13,307	図による

図 (金城ふ頭東部A荷さばき地)



備考

- 1 数字は、区画の名称を示す。
- 2 金城東Aの区画の面積は、1は3,668平方メートル、2は3,172平方メートル、3は2,928平方メートル、4は3,539平方メートルである。

変更前

区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積	区 画
金城ふ頭東部F荷さばき地 (金城東F)	1 ^級	57号岸壁隣接	平方メートル 8,968	図による

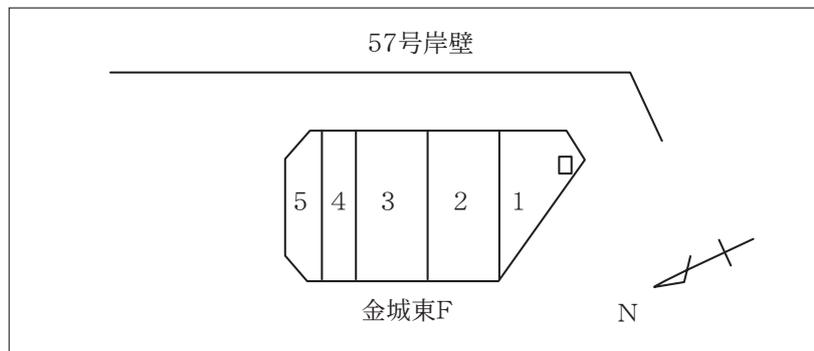
(図は省略)

変更後

区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積	区 画
金城ふ頭東部F荷さばき地 (金城東F)	1 ^級	57号岸壁隣接	平方メートル 8,965	図による

図 (金城ふ頭東部F荷さばき地)



備考

- 1 数字は、区画の名称を示す。
- 2 金城東Fの区画の面積は、1は1,709平方メートル、2・3は各2,400平方メートル、4は1,200平方メートル、5は1,256平方メートルである。

変更前

区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積	区 画
金城ふ頭南部E荷さばき地 (金城南E)	1 ^級	60号岸壁隣接	平方メートル 14,749	図による

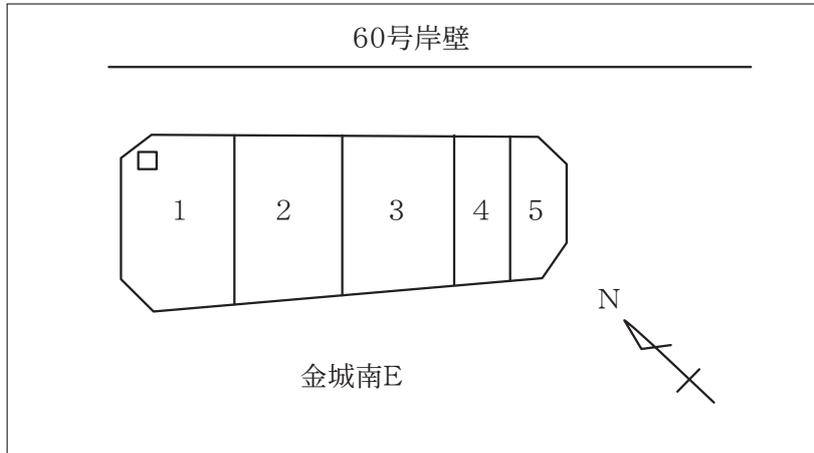
(図は省略)

変更後

区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積	区 画
金城ふ頭南部E荷さばき地 (金城南E)	1 ^級	60号岸壁隣接	平方メートル 14,746	図による

図 (金城ふ頭南部E荷さばき地)



備考

- 1 数字は、区画の名称を示す。
- 2 金城南Eの区画の面積は、1は3,859平方メートル、2は3,789平方メートル、3は3,634平方メートル、4は1,763平方メートル、5は1,701平方メートルである。

変更前

用途区分及び区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	用途区分	位 置	面 積	区 画
金城ふ頭西部N荷さばき地 (金城西N)	1 ^級	車両	81号岸壁隣接	平方メートル 11,002	図による

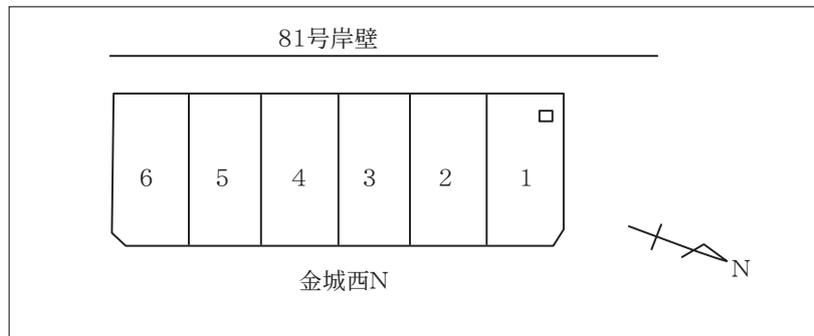
(図は省略)

変更後

用途区分及び区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	用途区分	位 置	面 積	区 画
金城ふ頭西部N荷さばき地 (金城西N)	1 ^級	車両	81号岸壁隣接	平方メートル 10,999	図による

図 (金城ふ頭西部N荷さばき地)



備考

- 1 数字は、区画の名称を示す。
- 2 金城西Nの区画の面積は、1は1,834平方メートル、その他は各1,833平方メートルである。

名古屋港管理組合告示第14号

次の港湾施設は、平成30年4月1日から次のとおり変更する。

平成30年3月30日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

施設の種類 貯木場
変更前

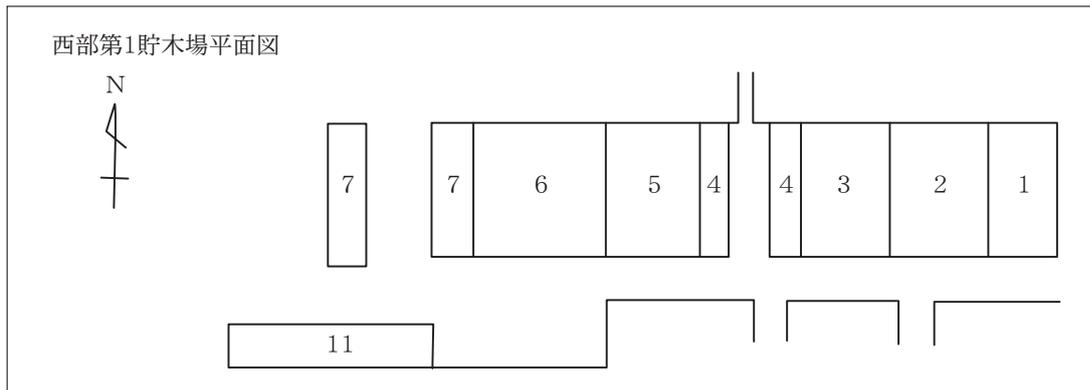
名 称	使用区分	位 置	面 積	備 考
西部第1貯木場	一般使用	木場金岡ふ頭、弥富ふ頭及び飛島ふ頭隣接	平方メートル 527,346	水面貯木場

(図は省略)

変更後

名 称	使用区分	位 置	面 積	備 考
西部第1貯木場	一般使用	木場金岡ふ頭、弥富ふ頭及び飛島ふ頭隣接	平方メートル 293,190	水面貯木場

図



備考

- 1 数字は、貯木水域を示す。貯木水域以外の水域は、水路である。
- 2 各貯木水域の面積は、表のとおりである。

表

単位：平方メートル

貯木水域	面 積	貯木水域	面 積
1	18,000	5	24,300
2	26,100	6	34,200
3	24,300	7	24,600
4	15,300	11	16,500
		計	183,300

名古屋港管理組合告示第15号

平成28年名古屋港管理組合告示第33号で使用停止した次の港湾施設は、平成30年4月1日から使用を再開する。
平成30年3月30日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

施設の種類 荷さばき地
区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積	区 画
中川運河堀止88号(中川堀88)	4 ^級	名古屋市中川区運河通り	平方メートル 227	1区画の一部

(図は省略)

名古屋港管理組合告示第16号

平成29年名古屋港管理組合告示第24号で使用停止した次の港湾施設は、平成30年3月16日から使用を再開した。
平成30年3月30日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

施設の種類 荷さばき地
用途区分及び区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	用途区分	位 置	面 積	区 画
金城ふ頭西部G荷さばき地 (金城西G)	1 ^級	車両	78号岸壁隣接	平方メートル 444	区画5の一部
金城ふ頭西部K荷さばき地 (金城西K)	1 ^級	車両	79号岸壁隣接	平方メートル 3,305	区画1～4

(図は省略)

名古屋港管理組合告示第17号

次の港湾施設は、平成30年4月1日から廃止する。
平成30年3月30日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

施設の種類 荷さばき地
区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積	区 画
作倉C荷さばき地(作倉C)	3 ^級	名古屋市中川区作倉町	平方メートル 736	図による

(図は省略)

施設の種類 上屋

用途区分及び区画を定めない上屋

名 称 (括弧内は、その略称)	使用区分	等級	位 置	建築面積	構 造
作倉14号上屋 (作倉14)	専用使用	3 ^級	名古屋市港区作倉町	平方メートル 596	木骨モルタル塗り造り 厚型スレートかわらぶき
作倉15号上屋 (作倉15)	専用使用	3 ^級	名古屋市港区作倉町	平方メートル 596	木骨モルタル塗り造り 厚型スレートかわらぶき

施設の種類 野積場

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積
作倉 f 野積場(作倉 f)	3 ^級	名古屋市港区作倉町	平方メートル 168

名古屋港管理組合告示第18号

平成24年名古屋港管理組合告示第41号で使用停止した次の臨港緑地は、平成30年 3月30日から次のとおり変更する。

平成30年 3月30日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

変更前

名 称	位 置	区 域	施設の概要
南浜緑地	知多市南浜町 7 番 8 番 9 番 8 番地先	別添図示 (略)	魚釣り施設 (名古屋港海づり公園) 有料駐車場 散策、休息施設

変更後 (一部廃止)

名 称	位 置	区 域	施設の概要
南浜緑地	知多市南浜町 7 番 8 番 9 番	別添図示 (略)	有料駐車場 散策、休息施設

名古屋港管理組合告示第19号

名古屋港管理組合臨港緑地条例（昭和58年名古屋港管理組合条例第2号）第7条の2第2項の規定に基づき、平成30年4月1日以後の利用から適用される新舞子マリナーパーク、南浜緑地及び北浜緑地の運動施設等の利用料金の額を次のように承認した。

なお、臨港緑地内の運動施設等の利用料金の額の承認（平成26年4月1日告示第13号）は、平成30年3月31日限り廃止する。
平成30年3月30日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

新舞子マリナーパーク、南浜緑地及び北浜緑地の運動施設等の利用料金の額

運動施設等の区分	利用の区分	単位	利用料金	備考
駐車場		1台1回につき	500円	

名古屋港管理組合告示第20号

名古屋港管理組合臨港緑地条例（昭和58年名古屋港管理組合条例第2号）第7条の2第2項の規定に基づき、平成30年4月1日以後の利用から適用される中川口緑地、堀川東緑地、大手ふ頭緑地、稲永緑地、船見緑地、新宝緑地、金城ふ頭中央緑地及び堀止緑地（以下「中川口緑地始め8緑地」という。）の運動施設等の利用料金の額を次のように承認した。

なお、臨港緑地内の運動施設等の利用料金の額の承認（平成26年4月1日告示第14号）は、平成30年3月31日限り廃止する。
平成30年3月30日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

中川口緑地始め8緑地の運動施設等の利用料金の額

運動施設等の区分	利用の区分	単位	利用料金	備考
運動広場	昼間	1面につき	3,400円	
	半日	1面につき	2,000円	
	早朝又は薄暮	1面につき	1,200円	

備考

- 1 昼間とは、午前9時から午後4時30分までをいう。
- 2 半日とは、午前9時から午後零時30分まで又は午後1時から午後4時30分までのいずれかをいう。
- 3 早朝又は薄暮とは、管理者が運動施設について定める供用時間の前後において管理上支障がないとしてその供用を認める時間をいう。
- 4 運動広場は、1面を2区画に分けて利用することができる。この場合の1区画の利用料金は、1面に係る利用料金の半額とする。

名古屋港管理組合告示第21号

名古屋港管理組合臨港緑地条例（昭和58年名古屋港管理組合条例第2号）第7条の2第2項の規定に基づき、平成30年4月1日以後の利用から適用される富浜緑地（名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）を除く。）、楠緑地、楠広場、楠南広場、木場南広場、木場東緑地、金岡緑地及び東浜中央緑地（以下「富浜緑地始め8緑地」という。）の運動施設等の利用料金の額を次のように承認した。

なお、臨港緑地内の運動施設等の利用料金の額の承認（平成26年4月1日告示第15号）は、平成30年3月31日限り廃止する。
平成30年3月30日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

富浜緑地始め8緑地の運動施設等の利用料金の額

運動施設等の区分	利用の区分	単位	利用料金	備考
野球場	昼間	1面につき	1,700円	
	半日	1面につき	1,000円	
	早朝又は薄暮	1面につき	600円	
テニスコート	昼間	1面につき	1,800円	
	半日	1面につき	1,000円	

運動広場	昼間	1面につき	3,400円	
	半日	1面につき	2,000円	
	早朝又は薄暮	1面につき	1,200円	
貸自転車		1台1回につき	200円	利用単位1回は、概ね2時間以内とする。

備考

- 1 昼間とは、午前9時から午後4時30分までをいう。
- 2 半日とは、午前9時から午後零時30分まで又は午後1時から午後4時30分までのいずれかをいう。
- 3 早朝又は薄暮とは、管理者が運動施設について定める供用時間の前後において管理上支障がないとしてその供用を認める時間をいう。
- 4 運動広場は、1面を2区画に分けて利用することができる。この場合の1区画の利用料金は、1面に係る利用料金の半額とする。

名古屋港管理組合告示第22号

名古屋港管理組合臨港緑地条例（昭和58年名古屋港管理組合条例第2号）第7条の2第2項の規定に基づき、平成30年4月1日以後の利用から適用される名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）の運動施設等の利用料金の額を次のように承認した。なお、臨港緑地内の運動施設等の利用料金の額の承認（平成26年4月1日告示第16号）は、平成30年3月31日限り廃止する。
平成30年3月30日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）の運動施設等の利用料金の額

運動施設等の区分		利用の区分	単位		利用料金	備考
ゴルフ場	ゴルフコース	平日	1人1回につき18ホールまで	一般	6,950円	基本料金
					2,150円	上記利用に対する追加9ホール
					3,470円	9ホール利用(指定管理者が指定する日時に限る。)
				ジュニア(18歳未満をいう。)	4,970円	18ホール利用(指定管理者が指定する日時に限る。) 利用の有無にかかわらず、カート料金を含む。
					2,480円	9ホール利用(指定管理者が指定する日時に限る。) 利用の有無にかかわらず、カート料金を含む。
				3,470円	児童又は生徒の課外活動等(学校長が認めたものに限る。)	による18ホール利用 利用日時は夏休み、冬休み、春休みの平日で、指定管理者が指定する時間(土曜日、日曜日及び休日は対象外とする。) カートの利用は不可とする。引率者のプレー料金は、児童・生徒10名につき1名以内はジュニア料金を適用する(ただし、学校長の証明書が必要)。

					1,730円	<p>児童又は生徒の課外活動等(学校長が認めたものに限る。)による9ホール利用</p> <p>利用日時は夏休み、冬休み、春休みの平日で、指定管理者が指定する時間(土曜日、日曜日及び休日は対象外とする)</p> <p>カートの利用は不可とする。引率者のプレー料金は、児童・生徒10名につき1名以内はジュニア料金を適用する(ただし、学校長の証明書が必要)。</p>
			1人1回につき18ホールまで	シニア(満60歳以上をいう。)	5,950円	18ホール未満の利用は不可とする。
		土曜日、日曜日及び休日(4月1日から6月30日まで及び10月1日から11月30日まで)	1人1回につき18ホールまで	一般	12,090円	基本料金
					3,420円	上記利用に対する追加9ホール
					6,040円	9ホール利用(指定管理者が指定する日時に限る。)
			ジュニア(18歳未満をいう。)	7,040円	18ホール利用(指定管理者が指定する日時に限る。) 利用の有無にかかわらず、カート料金を含む。	
				3,520円	9ホール利用(指定管理者が指定する日時に限る。) 利用の有無にかかわらず、カート料金を含む。	
		土曜日、日曜日及び休日(7月1日から9月30日まで及び12月1日から翌年3月31日まで)	1人1回につき18ホールまで	一般	11,090円	基本料金
					3,420円	上記利用に対する追加9ホール
					5,540円	9ホール利用(指定管理者が指定する日時に限る。)

				ジュニア (18歳未満をいう。)	7,040円	18ホール利用(指定管理者が指定する日時に限る。)利用の有無にかかわらず、カート料金を含む。
					3,520円	9ホール利用(指定管理者が指定する日時に限る。)利用の有無にかかわらず、カート料金を含む。
	カート (乗用式)		1人1台につき18ホールまで		1,500円	18ホール利用
					750円	上記利用に対する追加9ホール
					750円	9ホール利用

備考 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

名古屋港管理組合告示第23号

名古屋港ポートビル条例（昭和59年名古屋港管理組合条例第3号）第5条第2項及び第7条第2項の規定に基づき、平成30年4月1日以後の利用から適用される名古屋港ポートビルの利用料金の額を次のように承認した。

なお、名古屋港ポートビルの利用料金の額の承認（平成26年5月1日告示第25号）は、平成30年3月31日限り廃止する。
平成30年3月30日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

名古屋港ポートビルの利用料金の額

1 海洋博物館、展望室又は南極観測船ふじ

(1) 個人で入場しようとする者の入場料の額

利用の区分	施設の区分	単位	入場料
海洋博物館、展望室又は南極観測船ふじのうち1施設へ入場する場合	海洋博物館	1施設 1人1回	大人 300円
	展望室		小・中学生 200円
	南極観測船ふじ		
海洋博物館、展望室及び南極観測船ふじの全施設へ入場する場合	海洋博物館、展望室及び南極観測船ふじ	全施設 1人1回	大人 700円 小・中学生 400円

備考 大人とは、小・中学生以外の者をいい、小・中学生とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)による小学校、中学校及びこれらに準ずる学校の児童及び生徒をいう。

(2) 団体で入場しようとする者の入場料の額

利用の区分	単位	入場料	
		20人以上100人未満の団体	100人以上の団体
海洋博物館、展望室又は南極観測船ふじのうち1施設へ入場する場合	1施設 1人1回	大人 260円 (240円)	大人 250円 (220円)
		小・中学生 160円	小・中学生 150円
海洋博物館、展望室及び南極観測船ふじの全施設へ入場する場合	全施設 1人1回	大人 580円 (490円)	大人 550円 (430円)
		小・中学生 280円	小・中学生 250円

備考 括弧内の入場料の額は、学校教育法による高等学校及びこれに準ずる学校の生徒について適用するものとする。

2 会議室及び講堂

施設の区分		利用単位	利用料金
会議室	A会議室	午 前	5,900円
		午 後	7,300円
		夜 間	9,400円
		全 日	19,500円
	B会議室 C会議室	午 前	6,400円
		午 後	7,900円
		夜 間	10,200円
		全 日	21,200円
	D会議室	午 前	2,500円
		午 後	3,100円
		夜 間	4,100円
		全 日	8,600円
	E会議室	午 前	5,500円
		午 後	6,700円
		夜 間	8,800円
		全 日	18,300円
F会議室	午 前	2,400円	
	午 後	3,000円	
	夜 間	3,900円	
	全 日	8,100円	
講 堂	午 前	10,200円	
	午 後	12,700円	
	夜 間	15,700円	
	全 日	29,600円	

備考

- 1 午前とは、午前9時から午後零時30分まで、午後とは、午後1時から午後5時まで、夜間とは、午後5時30分から午後9時30分まで及び全日とは、午前9時から午後9時30分までをいう。以下同じ。
- 2 特別の設備又は器具により電力、ガス又は水道を使用して施設を利用した場合は、指定管理者が認定した実費相当料を当該施設の利用料金に加算する。

3 附帯設備

区分		利用単位	利用料金
マイクロホン		1回1個	500円
映写機	16ミリ映写機	1回一式	3,300円
	オーバーヘッドプロジェクター	1回一式	1,500円
	実物反射投影機	1回一式	1,500円
	幻燈機	1回一式	1,500円
金びょうぶ		1回1双	1,000円

備考 1回とは、午前、午後及び夜間のそれぞれの区分による利用をいう。

4 駐車場

(1) 30分につき1回1台を利用単位とする駐車場

車両の種類	利用料金
普通自動車	1 通常の場合 30分までごとに100円。ただし、24時間までごとに1,000円を上限とする。 2 回数駐車券による利用の場合 イ 30分回数駐車券(11枚つづり)1,000円 ロ 1時間回数駐車券(11枚つづり)2,000円

(2) 1日につき1回1台を利用単位とする駐車場

車両の種類	利用料金
バス	900円
普通自動車	600円
自動二輪車及び原動機付自転車	150円

(3) 1月1台を利用単位とする駐車場

ア 全日使用の駐車場

駐車場の種類	利用料金	
多階建駐車場	屋内	16,400円
	屋外	12,300円
その他の駐車場	10,200円	

イ 利用日指定の駐車場

駐車場の種類	利用料金	
多階建駐車場(一種)	屋内	8,300円
多階建駐車場(二種)	屋外	9,200円
その他の駐車場(一種)		6,800円

備考

- 1 一種とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「法」という。）に規定する休日並びに1月2日、1月3日及び8月13日から8月15日までを除く日に限り利用できるものをいう。
- 2 二種とは、日曜日及び法に規定する休日並びに1月2日、1月3日及び8月13日から8月15日までを除く日に限り利用できるものをいう。

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合